

東京電力福島第一原子力発電所緊急作業従事者の長期的健康管理の実施状況について

厚生労働省では、法令及び指針^(注1)に基づき、東電福島第一原発での緊急作業従事者^(注2)を対象に、被ばく線量に応じたがん検診等の実施等の長期的健康管理を実施するとともに、その管理を効率的に行うため、被ばく線量、健康診断結果等を登録したデータベースの整備を行っています。

今般、各事業者からの報告等をもとにデータを整理し、長期的健康管理の実施状況を取りまとめました。

(注1)「東京電力福島第一原子力発電所における緊急作業従事者等の健康の保持増進のための指針」(平成23年10月11日 公示第5号)

(注2) 緊急時被ばく限度(100ミリシーベルト。H23.3.14～H23.12.16の間は250ミリシーベルト)適用労働者。原則としてH23.12.15以前に作業に従事した者。

1 登録証の発行状況

厚生労働省では、緊急作業従事者に対して、長期的健康管理システムにデータが登録されていることを証する「東電福島第一原発緊急作業従事者登録証」(以下「登録証」といいます。)を発行しています。

登録証は、緊急作業従事者19,346人(平成25年8月現在)のうち、平成24年7月から平成25年6月までの間、住所不明者62人を除く19,284人に対して、直接郵送しました。そのうち、宛先不明等で返送された2,470名については、時期を改めて再送付、元請事業者への住所照会や作業者本人に対する電話照会等を行い、住所等が判明した緊急作業従事者に登録証を送付してきました。

現在までのところ、緊急作業従事者19,346人のうち、18,874人(97.6%)に登録証を発行済みです。登録証を送付できていない472人(転居先不明・長期不在410人、住所不明62人)^(注)については、引き続き住所の確認を実施していきます。

(注) 472人の緊急作業期間中の被ばく線量は平均7.67ミリシーベルト、最大45.07ミリシーベルト。

2 手帳の発行状況

厚生労働省では、緊急作業従事期間の被ばく線量(実効線量)が50mSvを超える緊急作業従事者(以下「特定緊急作業従事者」といいます。)に対して、「特定緊急作業従事者等被ばく線量等記録手帳」^(注)(以下「手帳」といいます。)を発行しています。

手帳は、対象者からの申請に基づいて発行していますが、平成24年9月に全ての対象者に申請書を送付し申請を勧奨しました(全員に届いたことを確認済み。)。さらに、未申請者については平成24年10月に、所属事業場に対して未申請者一覧を示した上で本人に申請を勧奨するよう依頼を行いました。また、平成25年2月にも、未申請者の所属事業場に対して申請を勧奨する文書を送付しており、今後も、申請勧奨等を行います。

現在までのところ、特定緊急作業従事者903人(平成25年8月現在)のうち、747人

(82.7%) に手帳を発行済みです。さらに、平成 25 年 7 月 5 日に発表した内部被ばく線量の再評価により、新たに手帳交付対象となった方 12 名に対しても、申請勸奨を行いました。

(注)申請により交付される。手帳には過去の被ばく線量や健康診断結果をまとめて綴じ込むことができる。手帳保持者は、離職後、被ばく線量に応じ、厚生労働省が指定する医療機関でがん検診等を受診できる。

3 健康診断実施結果のデータベース登録状況等

(1) 特定緊急作業従事者に対する健康診断実施状況調査結果

厚生労働省では、平成 23 年 10 月から平成 24 年 9 月に実施された、特定緊急作業従事者（緊急作業時の被ばく線量が 50mSv を超える者）に係る健康診断等実施状況について、事業場に対する調査を実施しました。その結果は表 1 のとおりです。

表 1 特定緊急作業従事者に対する健康診断実施状況調査結果
(平成 23 年 10 月から平成 24 年 9 月まで)

	特殊健康診断			一般健康診断（特定健診）		
	東京電力	協力会社	合計	東京電力	協力会社	合計
実施者数 ^(注1) （人）	517	165	682	517	170	687
対象者数 ^(注2、注3) （人）	519	176	695	519	176	695
実施率（%）	99.6%	93.8%	98.1%	99.6%	96.6%	98.8%

(注 1) 平成 23 年 10 月より前に実施された直近の健康診断を含む。

(注 2) 回答のあった者の数。回答率は、協力会社が 89.8%（196 人中 176 人）、東京電力が 100%（519 人中 519 人）（平成 25 年 8 月 6 日現在）

(注 3) 平成 23 年 10 月から平成 24 年 9 月までに放射線業務に従事した者に限る。

(2) 緊急作業従事者に対する健康診断^(注1)結果のデータベース登録状況

電離則第 59 条の 2 が施行された平成 23 年 10 月から平成 24 年 9 月に実施された健康診断のうち、平成 25 年 2 月末までに厚生労働省に報告があったものを取りまとめた結果は表 2 のとおりです。

表 2 電離放射線特殊健康診断等結果のデータベース登録状況
(平成 23 年 10 月から平成 24 年 9 月まで)

	特殊健康診断			一般健康診断（特定健診）		
	東京電力	協力会社	合計	東京電力	協力会社	合計
登録数 ^(注2) （人）	1,745	7,427	9,172	1,742	5,941	7,683
対象者数 ^(注3) （人）	2,070	9,910	11,980	2,070	9,910	11,980
登録率（%）	84.3%	74.9%	76.6%	84.2%	59.9%	64.1%

(注1) 事業者は、電離放射線障害防止規則（以下「電離則」という。）及び労働安全衛生規則に基づき、放射線業務に従事する労働者に対して、6月以内ごとに1回、電離放射線特殊健康診断及び一般健康診断（特定健診）を実施することが規定されている。緊急作業従事者については、電離則第59条の2に基づき、放射線業務に従事している間、健康診断の結果を厚生労働省に提出することが定められ、その結果はデータベースに登録される。

(注2) 平成23年10月より前に実施された直近の健康診断結果を含む。平成25年3月以降に報告されたものは含まれない。

(注3) 平成23年10月から平成24年9月までに放射線業務に従事した者に限る。

(3) 厚生労働省の対応

東京電力及び健康診断結果の未報告者が所属する元請事業者81社に対して、健康診断実施状況の調査、未実施の場合の原因調査と再発防止を指導しました。また、実施済みの健康診断結果で、厚生労働省に未提出なものについて、速やかに報告するように指導しました。

4 指針に基づくがん検診等結果のデータベース登録状況

(1) 指針に基づくがん検診等^(注)の実施勧奨

厚生労働省では、特定緊急作業従事者を雇用する事業者に対して、対象となる特定緊急作業従事者の一覧を示した上で、平成24年6月から11月にかけて、複数回にわたってがん検診等の適切な実施を要請しました。

さらに、転居、転職等を行った場合でも、がん検診等を適切に受けられるよう、年に1回（本年度はH25年6月に実施済み。）特定緊急作業従事者全員を対象に、現在の住所、所属事業場等を調査します。

(注) 「東京電力福島第一原子力発電所における緊急作業従事者等の健康の保持増進のための指針」（以下「指針」といいます。）は、緊急作業従事期間の被ばく線量が50mSvを超える緊急作業従事者に対して、白内障に関する眼の検査を、100mSvを超える緊急作業従事者に対して、がん検診等の実施をおおむね1年ごとに1回、事業者を実施することを求めている。離職後は国が実施。これらの検査結果は、本人の同意のもと、厚生労働省に報告され、厚生労働省のデータベースに登録される。

(2) 特定緊急作業従事者に対する指針に定めるがん検診等の実施状況調査結果

厚生労働省では、特定緊急作業従事者（緊急作業時の被ばく線量が50mSvを超える者）に対する健康診断等実施状況について、事業場に対する調査を実施しました。その結果は表3のとおりです。

表3 特定緊急作業従事者に対する指針に定めるがん検診等の実施状況調査結果
(平成23年10月から平成25年3月まで)

	白内障に関する眼の検査 (細隙灯顕微鏡による)			がん検診等		
	東京電力	協力会社	合計	東京電力	協力会社	合計
実施者数 ^(注1) (人)	389	200	589	139	23	162
対象者数 ^(注2) (人)	563	300	863	142	29	171
実施率(%)	69.1%	66.7%	68.3%	97.9%	79.3%	94.7%

(注1) 回答のあった者の数。回答率は、協力会社が91.5%(328人中300人)、東京電力が100%(563人中563人)(平成25年8月6日現在)

(注2) 眼の検査の対象者は緊急作業期間中50mSv超の者、がん検診等は100mSv超の者。

(3) 緊急作業従事者に対する指針に基づくがん検診等結果のデータベース登録状況

指針が制定された平成23年10月以降、平成24年9月末までに実施されたがん検診等の結果のうち、平成25年2月末までに厚生労働省に報告があり、データベースに登録されている件数をとりまとめた結果は表4のとおりです。また、離職者に対して国が実施したがん検診等の結果で、平成25年3月までに厚生労働省に報告があった件数は表5のとおりです。

表4 特定緊急作業従事者に対する指針に定めるがん検診等結果のデータベース登録状況
(事業者実施分)

(平成23年10月から平成24年9月まで)

	白内障に関する眼の検査 (細隙灯顕微鏡による)			がん検診等		
	東京電力	協力会社	合計	東京電力	協力会社	合計
登録者数 ^(注1) (人)	0	102	102	105	7	112
対象者数 ^(注2、注3) (人)	563	225	788	142	16	158
登録率(%)	0.0%	45.3%	12.9%	73.9%	43.8%	70.9%

(注1) 平成23年10月より前に実施された直近の健康診断結果を含む。なお、東京電力の眼の検査数が0なのは、平成24年7月～平成25年3月に実施された検査389人が集計外となっているため。平成25年3月以降に報告されたものは含まれない。

(注2) 眼の検査の対象者は緊急作業期間中50mSv超の者、がん検診等は100mSv超の者。

(注3) 放射線業務に従事している者又は放射線業務以外の業務に従事している者(緊急作業時から引き続き大規模事業者^(注)に雇用されている者に限る。)(平成24年8月時点)

表5 特定緊急作業従事者に対する指針に定めるがん検診等結果の報告状況

(国による援助分)

(平成23年10月から平成25年3月まで)

	白内障に関する眼の検査 (細隙灯顕微鏡による)	がん検診等
報告数(人)	44	7
対象者数 ^(注1、注2) (人)	115	15
報告率(%)	38.3%	46.7%

(注1) 眼の検査の対象者は緊急作業期間中50mSv超の者、がん検診等は100mSv超の者。

(注2) 国による援助の対象は、特定緊急作業従事者のうち、職業に就いていない者又は放射線業務以外の業務に従事している者(緊急作業時から引き続き大規模事業者に雇用されている者を除く。)に限る。(平成24年8月時点)

(5) 厚生労働省の対応

厚生労働省では、希望者全員が、白内障に関する眼の検査、がん検診等を受けることができるよう、検診結果を未提出の東京電力及び事業者50社に対してがん検診等の受診を勧奨するよう指導しました。

さらに、実施された検診結果のうち厚生労働省に未提出のものについて、速やかに本人の同意を得た上で報告するよう指導しました。離職者については、今後、年1回、緊急作業従事者の現況調査を行い、離職者を把握し、対象者に直接、受診を勧奨します。

5 健康相談・保健指導窓口における相談状況

厚生労働省では、緊急作業従事者を対象とした健康相談・保健指導の窓口を委託事業により設置しています。日本全国どこからでもフリーダイヤルによる電話相談が可能で、予約により、医師等による対面による健康相談や保健指導を受けることができます(フリーダイヤル 0120-808-609)。

平成24年4月から平成25年3月までの健康相談実施状況は、以下のとおりです。

表6 実施件数(平成24年4月~平成25年3月)

総数	電話相談	対面相談	文書・その他
173	154	17	2

表7 相談内容分類（延件数）

1	被ばくと健康影響について	102
	・現在の健康状態と被ばくの関係	56
	・現在の健康状態についての労災適用の可能性	24
	・その他	22
2	長期的健康管理システムについて	104
	・登録証に関する問い合わせ（使途・変更手続き・未送達など）	59
	・健康診断及びがん検診に関する問い合わせ	45
3	被ばく線量の照会	29
	・本人からの照会	24
	・家族からの照会	5
4	今後の健康管理方法	83
	・健康維持管理方法	46
	・病気治療についての指導・相談	37
5	企業からの相談	16
	・社員の健康管理の問い合わせ	16
6	その他	48